

新規格の消火器に交換しましょう！

【期限：令和3年12月31日まで】



新規格の消火器とは！？

⇒ 標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項等について、下記①～⑧の表示が義務付けられました。

- ① 住宅用消火器でない旨
- ② 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
- ③ 標準的な使用期間
- ④ 使用時の安全な取り扱いに関する事項
- ⑤ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ⑥ 点検に関する事項
- ⑦ 廃棄時の連絡先及び安全な取り扱いに関する事項
- ⑧ 消火器が適応する火災の絵表示（右図参照）



文字表示の消火器は、交換が必要です。

~~旧規格~~

普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。

新規格

普通火災用

油火災用

電気火災用

《これまで設置されていた消火器について》

令和3年12月31日までに新規格の消火器に交換してください。なお、旧規格の消火器は販売店等に処分を依頼してください。（現在、事業所等に設置されている消火器が、新規格の消火器であれば交換の必要はありません。）

五所川原地区消防事務組合

五所川原消防署 ☎35-2019

北部中央消防署 ☎57-2370

金木分署 ☎53-2322

市浦分署 ☎62-2119

東分署 ☎29-2119

小泊分署 ☎64-2375

鶴田消防署 ☎22-2131

消防本部予防課 ☎35-2020